

今後の盲学校・視覚障害教育の在り方に関する調査研究

— 全国都道府県教育委員会の特別支援教育に関する整備計画の分析を通して —

久松 寅幸
(長崎県立盲学校)

平田 勝政
(長崎大学教育学部)

I はじめに

文部科学省は、2003(平成15)年3月、調査研究協力者会議が取りまとめた『今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)』を公表した。その骨子は概ね、①「盲・聾・養護学校」から「特別支援学校(仮称)」の制度に改めることについての検討、②障害のある児童生徒の視点に立ち一人一人のニーズを把握して必要な教育的支援を行うこと、③地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実、④関係機関との有機的な連携と協力、⑤質の高い教育的対応を支える人材の育成、等である。そして、中央教育審議会における『特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)』(2005年12月)等を踏まえて、2006(平成18)年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、翌2007(平成19)年4月1日に施行された。

この改正により、一つの学校で、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度が創設され、これまでの盲学校・聾学校・養護学校は、法律上「特別支援学校」になった。そして、各特別支援学校において、いずれの障害種に対応した教育を行うかは、各学校の校名変更を含めて、設置者である都道府県が地域の実情に応じて判断することとなった。

また、2006年12月に公布・施行された改正教育基本法では、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」ことが新たに規定された(第4条第2項)。さらに、中央教育審議会は、『特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理(中間取りまとめ)』(2010年12月)において、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、それを推進する方向で論点を整理している。

こうした状況を踏まえ、現在各都道府県教育委員会(以下「教委」という場合がある)において、整備計画の策定等特別支援教育の充実に向けた施策の推進が図られている。そして、この整備計画は、当然のことながら、校名や設置形態等、盲学校・視覚障害教育の充実と密接不可分の関係にある。

以上の現状認識に立ち、本研究は、今後の盲学校・視覚障害教育の在り方をさぐる方策の一つとして、各都道府県教委の整備計画の内容を調査し、分析を行った。

なお、調査に当たっては、視覚障害教育を特別支援教育全体の中でとらえる必要があることから、整備計画の一般的な内容を前提として、整理・分析した。

II 目的及び方法

1 調査の目的

全国の都道府県教育委員会における特別支援学校に関する整備計画の状況を調査し、その分析を通して、今後の盲学校(視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校、以下同じ)及び視覚障害教育の在り方をさぐる。

2 調査対象と方法

全国47の各都道府県教育委員会を調査対象とし、ホームページの中から特別支援教育に関する整備計画を検索して、その状況を整理・分析した。ホームページ検索の期間は、2011(平成23)年8月～10月とした。

3 分析対象と内容

上記ホームページの検索において、47都道府県のうち、特別支援教育に関する整備計画を策定・公表している32(素案3教育委員会を含む、以下同じ)の都道府県教育委員会(68.1%)の内容を分析対象とした。分析した内容は、以下の通りである。

(1) 特別支援教育に関する整備計画の概要

- ① 整備計画の名称
- ② 整備計画の策定期及び計画の実施期間

(2) 特別支援学校の現状・課題と整備計画策定の基本方針

- ① 特別支援学校の現状・課題
- ② 整備計画策定の基本方針

(3) 盲学校・視覚障害教育に関する整備計画の内容

- ① 盲学校の校名
- ② 盲学校の設置形態
- ③ 視覚障害教育に関する具体的整備計画の内容

III 結果及び考察

1 各都道府県教育委員会における整備計画の概要

(1) 整備計画の名称

整備計画の名称については、ほとんどの教育委員会が「整備」「再編」あるいは「推進」等の用語を付している。具体的な名称としては、『秋田県特別支援教育総合整備計画』『高知県立特別支援学校再編計画(第1次)』『東京都特別支援教育推進計画(第3次実施計画)』『佐賀県特別支援教育推進プラン』等である。

また、上記の高知県・東京都を含めて、例えば『広島県特別支援教育ビジョン-専門性に基づく質の高い特別支援教育の実現を目指して-』等、計画の内容をイメージしやすいようにサブタイトルを付けている教育委員会もある。

(2) 整備計画の策定期及び計画の実施期間

まず、整備計画を策定・公表している32の都道府県教育委員会における策定の時期については、特別支援教育が施行される以前の2006(平成18)年度が4教育委員会(12.5%)であり、他の28の教育委員会(87.5%)は2007(平成19)年度以降である(表1)。

しかし実際には、2007年度以前に策定している所は4教育委員会よりも更に多い。具体的には、東京都教委は2013(平成25)年度までの10年間を計画期間とし、その第1次実施計

表1 全国都道府県教育委員会における特別支援教育に関する整備計画の策定時期

年度	教育委員会(数)	割合 (%)
2006	4	12.5
2007	4	12.5
2008	8	25.0
2009	5	15.6
2010	5	15.6
2011	6	18.8
計	32	100.0

画(平成16年度～平成19年度)・第2次実施計画(平成20年度～平成22年度)に続いて、平成22年11月に『東京都特別支援教育推進計画(第3次実施計画)-すべての学校における特別支援教育の推進を目指して-』を策定している。また、山口県教委は、2015(平成27)年度までの10年間をビジョンの期間として、その第1期実行計画(平成18年度～平成22年度)に続いて、平成23年1月に『山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)』を策定している。さらに、秋田県教委は、2009(平成21)年3月に『秋田県特別支援教育総合整備計画』を策定しているが、これは、『秋田県特殊教育総合整備計画(平成15年3月策定)』を、「多様化する特別支援教育のニーズと新たな学校制度を踏まえ」改定したものである。なお、山口県教委は、「点字版」の整備計画もホームページ上に掲載している。

次に、整備計画の実施期間については、表2に示すとおり、5年が14教育委員会(43.8%)と最も多く、次いで10年(7教育委員会, 21.9%), 4年(4教育委員会, 12.5%)の順である。このように整備計画の実施期間については、①32の教育委員会のうち18の教育委員会が5年あるいは4年の実施期間であること、②6年としている2教育委員会のうち1教育委員会は前期(3年)と後期(3年)に分けていること、そして③10年としている教育委員会の中においても、以下の記載が見られることから、概ね3～5年と設定している教育委員会が多いといえる。

- 「平成24年度から、概ね10年間の基本計画とする。」(長崎県教委)
- 「このビジョンに基づく達成期間は、10年先を想定しています。」(広島県教委)
- 「教育環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。」

(山梨県教委)

表2 全国都道府県教育委員会における特別支援教育に関する整備計画の実施期間

実施期間(年)	教育委員会(数)	割合 (%)
2	1	3.1
3	1	3.1
4	4	12.5
5	14	43.8
6	2	6.3
8	2	6.3
10	7	21.9
無記載	1	3.1
計	32	100.1

(注) 表中8年の2教育委員会については、整備の年次計画等を基に記載した。

2 各都道府県教育委員会における特別支援学校の現状・課題と整備計画策定の基本方針

(1) 特別支援学校の現状・課題

32 都道府県の教育委員会が、特別支援学校の現状・課題として共通にあげている内容は、概ね以下の5点に集約することができる。

- ①知的障害養護学校(知的障害者を対象とした特別支援学校, 以下同じ)在籍児童生徒数の増加
- ②盲学校, 聾学校(視覚障害者, 聴覚障害者を対象とした特別支援学校, 以下同じ)在籍児童生徒数の減少
- ③在籍児童生徒の障害の重度・重複化
- ④高等部進学ニーズの増大と高等部教育への期待
- ⑤地域における教育の場の必要性

このうち, ①～③に関する全国の実態を見ると, 以下のとおりである。

まず, 全国の盲・聾・養護学校在籍者数の推移については, 表3に示すとおりである。すなわち, 知的障害養護学校の在籍者数は, 1995(平成7)年度に2,300人ほど減少しているものの(1990年54,457人→1995年52,102人), それ以外は増加の一途をたどり, 2006(平成18)年度は71,453人で, 1980(昭和55)年度の約1.6倍に増加している。また, 盲学校・聾学校在籍者数減少の状況について, 1980年度と2006年度を比較すると, 盲学校8,113人→3,688人, 聾学校11,577人→6,544人であり, 約25年間で, 盲学校は45.5%に, 聾学校は56.5%に減少している。

表3 全国盲・聾・養護学校における在籍者数の推移

年度	在 籍 者 数				
	盲学校	聾学校	知的障害 養護学校	肢体不自由 養護学校	病弱養護 学校
1980	8,113	11,577	43,891	20,492	7,739
1985	6,780	9,404	52,061	19,937	7,219
1990	5,599	8,169	54,457	19,248	6,024
1995	4,611	7,257	52,102	18,131	4,733
2000	4,089	6,818	57,078	17,886	4,233
2001	4,001	6,829	58,866	18,289	4,087
2002	3,926	6,719	61,243	18,362	3,921
2003	3,882	6,705	63,382	18,537	3,967
2004	3,870	6,573	65,690	18,756	3,907
2005	3,809	6,639	68,328	18,713	4,123
2006	3,688	6,544	71,453	18,717	4,190

(注) 『特別支援教育資料(平成19年度)』(文部科学省 平成20年4月)より作成

次に, 全国盲・聾・養護学校における在籍者の重度・重複化については, 表4に示すとおり, 盲学校と肢体不自由養護学校(肢体不自由者を対象とした特別支援学校, 以下同じ)で顕著である。すなわち, 小・中学部の重複障害学級の在籍率について, 1985(昭和60)年度と2006年度を比較すると, 盲学校26.6%→46.0%, 肢体不自由養護学校53.9%→75.3%である。そして,

2001(平成13)年度以降においては、盲学校は45%前後、肢体不自由養護学校は75%前後を推移している。

表4 全国盲・聾・養護学校における重複障害学級在籍率の推移(小・中・学部)

年度	在 籍 率				
	盲学校	聾学校	知的障害 養護学校	肢体不自由 養護学校	病弱養護 学校
1985	26.6	12.7	34.1	53.9	33.3
1990	30.9	12.7	34.0	59.9	33.0
1995	35.4	15.7	37.2	71.4	31.4
2000	41.9	17.9	37.6	75.0	32.5
2001	43.3	17.4	36.7	74.9	34.1
2002	43.8	17.9	34.9	74.4	35.9
2003	42.3	17.9	34.9	74.8	37.9
2004	44.5	18.4	34.3	75.3	38.5
2005	46.4	19.4	34.3	75.4	39.5
2006	46.0	18.8	34.3	75.3	39.3

(注)『特別支援教育資料(平成19年度)』(文部科学省 平成20年4月)より作成

(2)整備計画策定の基本方針

32都道府県の教育委員会が、上記の現状及び「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成19年4月1日施行)¹⁾を踏まえて、整備計画策定の基本方針を示しており、それは、概ね以下の5点にまとめることができる。

- ①特別支援学校の適正配置
- ②複数の障害種に対応する学校の整備
- ③地域における教育機会の確保
- ④特別支援学校の教育の充実
- ⑤センター的機能の充実

まず、「特別支援学校の適正配置」については、以下の記載が見られる。このことは、適正配置に関して、児童生徒数の推移(前述)、学校の適正規模、地域の実情及び施設の有効利用等を考慮して推進するとしている教育委員会が多いことを示しているといえる。

- 「計画の実施に当たっては、既存の施設を最大限有効に活用するため、特別支援学校の適正規模化や高校再編による跡地校舎や余裕教室の活用等にも配慮する。」(長野県教委)
- 「県立特別支援学校への入学者数が増加傾向にある地域においては、学校の設置等の対応について検討を進めるとともに、入学者数が少ない学校においては、近隣の学校との統合も視野に入れ、適正な規模となるよう整備します。その際には、既存施設等を有効に活用することを基本とするとともに、障がい種別の特性に応じて、同一障がいの児童生徒による一定規模の集団を確保できるように配慮します。」(三重県教委)
- 「障害のある児童・生徒数の将来推計等に基づき、教育環境の整備に必要な学校再編を推進し、都立特別支援学校の適正な規模と配置を図ります。」(東京都教委)

- 「知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加への対応としましては、各学校の今後の児童生徒数の推移や敷地の状況、地域バランス（各地域の特別支援学校の設置状況、通学区）等を勘案し、より効果のある手法で適正配置について検討していきます。」(茨城県教委)

次に、「複数の障害種に対応する特別支援学校の整備」については、以下の計画に見られるとおり、在籍児童生徒数の変化に加えて、障害の重度・重複化、多様化や、適切な学習集団の確保、通学の利便性、及び障害種に応じた専門性の確保等を考慮して推進するとしている。

- 「在籍数が著しく増加している知的障害のある児童生徒の教育的ニーズにこたえるとともに、重複障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図るため、在籍数の推移、施設の状況等を考慮し、既存の特別支援学校を複数の障害種別に対応した新たな特別支援学校に再編することを検討します。」(広島県教委)
- 「児童生徒数の少ない学校については、適切な学習集団の確保や学校運営等の視点から、近隣の他の障害種の学校と統合し、複数の障害種に対応する学校として配置することを検討します。」(静岡県教委)
- 「通学の利便性や障害の重度・重複化に対応した指導の充実を図るために、今後も複数の障害に対応できる学校の体制整備を推進します。」(長崎県教委)
- 「児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などを考慮し、一人一人のニーズに応じた教育の必要性から、各特別支援学校は、今まで培われてきた障害種に応じた教育の専門性と機能の確保・充実を図るとともに、可能な限り複数の障害種に対応した教育を行う特別支援学校への転換を図る。」(長野県教委)

この「複数の障害種に対応する特別支援学校の整備」の推進に当たって、障害種に応じた専門性の確保を考慮事項にあげている教育委員会は、上記長野県教委のほかにも複数見られる。例えば、奈良県教委は「専門性を担保しつつ、複数の障害種に対応した学校とする。」としており、また、茨城県教委は「複数の障害種に対応した学校への転換につきましては、転換することによる教育的効果が十分検証されていないことや、視覚・聴覚障害教育におきましては、障害の特性から同一障害の児童生徒による専門性を活かした教育を継続して行うことが求められていることなどから、今後、『つくば養護学校』の知肢併設での教育的効果等を十分に検証するとともに、他県における取組みを見極める必要があるため、当面は、従来からの障害種別に対応した専門性を活かした教育を充実させていくこととしています。」としている。これらの記載は、複数の障害種に対応する特別支援学校の整備推進に当たって、障害種に応じた専門性の担保の視点と、効果の検証が必要であることを指摘しているといえる。

また、「地域における教育機会の確保」については、自宅と学校が遠距離であるための通学時間の負担軽減とともに、近年のノーマライゼーションの理念の浸透等により、身近な教育の場で学びたいという児童生徒・保護者の希望がますます増加すると思われることから、整備の推進が一層求められているといえる。

「特別支援学校の教育の充実」について、多くの教育委員会が共通に示している内容を列記すると以下のとおりである。何れも、施策の推進が強く求められている。

- 個に応じた指導支援の充実
- 重度・重複障害児童生徒への教育の充実
- 交流及び共同学習の推進
- 高等部教育、職業教育の推進
- 教員の専門性の向上
- 安全で安心な教育環境の整備

最後に、「センター的機能の充実」については、全ての教育委員会がその推進・充実を図るとしている。特別支援学校のセンター的役割については、下記のとおり学校教育法の改正等とも相まって、今後一層重要性を増すとともに、各教育委員会における施策の充実が強く求められている。

①2005(平成17)年12月の、中央教育審議会における「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」において、盲・聾・養護学校のセンター的機能についての具体的内容が例示されている²⁾。

②「学校教育法等の一部を改正する法律」において、特別支援学校では在籍児童生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言・援助に努める旨を規定している。

③インクルーシブ教育理念の実現に向けての国の施策の推進³⁾。

3 盲学校・視覚障害教育に関する整備計画の内容

(1) 盲学校の校名

現在盲学校の校名を変更していない教育委員会において、以下の記載が見られる。

- 「特別支援学校のうち、『〇〇養護学校』の校名を変更する。」(熊本県教委)
- 「既存の県立養護学校の校名について、平成22年度に『支援学校』の名称に変更することとし、平成21年度中に、名称変更に係る必要な準備を進め、県民への周知、啓発を行います。岡山盲学校、岡山聾学校については、それぞれの障害に対応した教育の専門性を確保する必要があることやこれまで両校が築いてきた長い伝統等を考慮した上で、当面、校名を現行どおりとします。」(岡山県教委)
- 「平成19年の法改正によって、盲・聾・養護学校が一本化されて特別支援学校となった。都においては、視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の各学校の名称については、従前どおり『盲学校』、『ろう学校』としている。」(東京都教委)

これらは、盲学校・聾学校については養護学校と分けて校名変更を検討している教育委員会が多いことを示唆している。そしてこのことは、各教育委員会における特別支援学校の校

名変更の状況を、障害種別に見ると明らかである。すなわち、2011(平成23)年度現在、全国の47都道府県中11の教育委員会が、盲・聾・養護学校全ての障害種で校名を変更しており、逆に14の教育委員会が、現在全ての障害種において校名を変更していない。そして残り22の教育委員会が、盲学校・聾学校を除いた養護学校(一部の学校の変更を含む)のみの校名を変更している⁴⁾。

現在、全国の盲学校69校中、校名に「盲学校」を付けていない学校は22校である。しかし、このうち21の盲学校(2011年度新設の1校(神奈川県立相模原中央支援学校…複数の障害種対応)を除く)における校名を変更した時期については、2007年度5校、2008年度6校、2009年度4校、2010年度6校であり、2011年度は皆無である⁵⁾。この実態は、今後盲学校の校名を変更する教育委員会は少ないことを示唆しているのではないだろうか。

変更した21校における盲学校とその新しい校名は表5に示すとおりである。

表5 校名を変更した学校とその名称

番号	旧名称	新名称
1	岩手県立盲学校	岩手県立盛岡視覚支援学校
2	宮城県立盲学校	宮城県立視覚支援学校
3	埼玉県立盲学校	埼玉県立特別支援学校塙保一学園
4	学校法人埼玉県熊谷盲学校	学校法人埼玉県熊谷理療技術高等盲学校
5	筑波大学付属盲学校	筑波大学付属視覚特別支援学校
6	東京都立久我山盲学校	東京都立久我山青光学園
7	横浜市立盲学校	横浜市立盲特別支援学校
8	富山県立盲学校	富山県立富山視覚総合支援学校
9	静岡県立静岡盲学校	静岡県立静岡視覚特別支援学校
10	静岡県立沼津盲学校	静岡県立沼津視覚特別支援学校
11	静岡県立浜松盲学校	静岡県立浜松視覚特別支援学校
12	大阪府立盲学校	大阪府立視覚支援学校
13	大阪市立盲学校	大阪市立視覚特別支援学校
14	兵庫県立盲学校	兵庫県立視覚特別支援学校
15	広島県立広島盲学校	広島県立広島中央特別支援学校
16	山口県立盲学校	山口県立下関南総合支援学校
17	福岡県立福岡盲学校	福岡県立福岡視覚特別支援学校
18	福岡県立北九州盲学校	福岡県立北九州視覚特別支援学校
19	福岡県立柳川盲学校	福岡県立柳川特別支援学校
20	福岡県立福岡高等盲学校	福岡県立福岡高等特別支援学校
21	宮崎県立盲学校	宮崎県立明星視覚支援学校
22	新設	神奈川県立相模原中央支援学校

(注) 『全国特別支援学校実態調査(平成23年4月1日現在)』(全国特別支援学校長会・全国盲学校長会ほか)より作成。4 埼玉県熊谷理療技術高等盲学校(平成18年4月)以外の20校は全て平成19年度～22年度の変更である。なお、22 神奈川県立相模原中央支援学校は、平成23年4月新設の複数の障害種(視覚・聴覚・肢体・知的)の特別支援学校である。

名称の内訳は、「〇〇視覚特別支援学校」9校、「〇〇視覚支援学校」4校、「その他」8校である。「その他」8校のうち、3校は校名に「盲」あるいは「視覚」が用いられており、2校は対象を

視覚障害に限定している。そして残りの3校を設置している3教育委員会は盲学校を複数設置しており、そのうち1都・1県は他の学校を「〇〇盲学校」、1県は「〇〇視覚特別支援学校」と変更している。

また、熊本県教委の「県立特別支援学校整備計画」の参考資料「熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会」の報告書の中には、「盲学校・聾学校は、長い歴史や当事者の思いもあり、それを大切にほしい。」という記載が見られる。1923(大正12)年の「盲学校及聾学校令」の公布により、「盲学校」は制度上盲学校と聾学校に分離された。しかし筆者らの学生時代には、法が施行されてから40年～50年が経過しているにも関わらず、高齢者の中には「盲学校」と呼ぶ人が多くいた。同じように「盲学校」という名称も社会に深く浸透している。

これらのことから、盲学校の校名については、聾学校とともに、養護学校とは分けて検討され、今後変更をする教育委員会は少ないことが予想される。そして、校名を変更する場合は、その130余年の伝統ある歴史⁹⁾と教育の特性・専門性、及び名称についての社会の受け入れ状況等を考慮して、今後検討が進められるものと思われる。

(2) 盲学校の設置形態

盲学校の設置形態については、以下の記載が見られる。注目すべきは、①「現行の形態を維持」(群馬県教委)、②「他の障害種との併置等を検討」(福岡県教委)、③「慎重に検討」(長崎県教委)とあるように、各教育委員会において差異が見られることである。これらの記載は、各教育委員会の計画の推進に当たって、在籍児童生徒の少人数化、実態の重度・重複化、多様化、及び視覚障害教育の専門性の確保等の観点を重視して検討が進められることを意味している。そしてほとんどの教育委員会が、盲学校を、地域の視覚障害教育充実のための「拠点校」(後述)として位置づけている。

- 「視覚障害・聴覚障害など特定の障害種別に対応する学校は、その機能を集約し、より高い専門性を発揮する学校に再編・整備する。」(兵庫県教委)
- 「盲学校、ろう学校については、障害に対する教育の専門性を担保する見地から、適正配置については慎重に検討します。」(長崎県教委)
- 「視覚及び聴覚特別支援学校は、教育内容の特性及び教育条件の観点から、基本的にはそれぞれ単独の障害種別に対応した教育を行う現行の形態を維持し、通学の困難性の高い小学部児童については分教室等の設置を検討する。」(群馬県教委)
- 「計画期間内での統合は見送るが、新たな特別支援教育の目的や児童生徒の少人数化に伴う学校運営の効率化、校舎等教育条件の改善を踏まえ、松山聾学校との統合の方向性は維持する。」(愛媛県教委)
- 「盲学校及び聾学校の小規模化に対応するため、地域のニーズ、幼児児童生徒の実態、施設設備の状況等を踏まえ、他の障害種別との併置等を検討する。」(福岡県教委)

現在、全国の盲学校において、複数の障害種に対応した学校を設置しているのは1都・4県(5校)である。具体的には、東京都は視覚・知的、福岡県は視覚・肢体・病弱、富山県は視覚・

病弱、神奈川県（新設）は視覚・聴覚・肢体・知的の複数であり、山口県のみ総合5種の学校である。しかし、この複数の障害種に対応する学校を設置している1都4県のうち、東京都・福岡県のそれぞれの他の3校、神奈川県以外の1校は視覚障害のみを対象とした特別支援学校（盲学校）である。なお、山口県は、県立の全ての学校が総合種（〇〇総合支援学校）の特別支援学校であり、富山県は高等部普通科のみ複数の障害種である。

また、複数の障害種に対応する特別支援学校については、視覚障害教育研究者一同による「『視覚障害に対応する教育を専ら行う特別支援学校（盲学校）』の必要性に関する緊急アピール」⁷⁾においても、「視覚に障害のある子ども一人一人の特別な教育的ニーズに応じた支援を行うためには、以下に示す理由（理由は省略……筆者注）から、『視覚障害に対応する教育を専ら行う特別支援学校（盲学校）』が不可欠です。このため、『視覚障害に対応する教育を専ら行う特別支援学校（盲学校）』の設置・継続を強く訴えます。」とした上で、「なお、『視覚障害に対応する教育を専ら行う特別支援学校（盲学校）』の設置が保障された上で、複数の障害に対応する特別支援学校に『視覚障害部門』を設けることも考えられます。」としている。

これらのことから、前記の兵庫県教委・長崎県教委等の基本方針にも見られるように、特別支援学校の適正配置を進めるに当たっては、視覚障害教育の専門性の確保をどう図っていくかが大きな課題になっているといえる。

一方、在籍児童生徒の少人数化について、長野県教委は「長野盲学校、長野ろう学校の視覚障害、聴覚障害の児童生徒は、医学の進展や、補装具、教材等の進歩などにより、小学校・中学校等への就学を希望する児童生徒の増加が予想されるが、今後も障害に応じた専門的な教育が必要な児童生徒がいることから、横ばいかゆるやかな減少で推移するものと思われる。」とその見通しを述べている。

表6により、全国盲学校在籍者数の推移を見ると、1959（昭和34）年が10,264人で最も多かったが、その後減少を続け、1968（昭和43）年に9,000人台、1974（昭和49）年に8,000人台、1981（昭和56）年に7,000人台、1985（昭和60）年に6,000人台となっている。その後1990（平成2）年に5,000人台となり、2002（平成14）年には4,000人を割っている。注目すべきは、在籍者数の減少の幅が平成時代になると緩やかになっていることである。すなわち、①1968年～1990年（約20年間）は4年～7年間で約1,000人ずつ減少しているのに対して、②1992年～2007年の15年間においては、毎年概ね100人未満の減少にとどまっており、そして③2010年度はわずかであるが前年度より増加している。前述の長野県教委の見通し、及び「少人数化」に関する近年の全国盲学校在籍者数の緩やかな減少傾向は、各教育委員会が適正配置を進めていくに当たって、考慮の必要性を示唆している。

また、全国盲学校における重複障害児の在籍率の推移については、表7に示す通りである。すなわち、高等部段階の年齢層（16～18歳）において、2000（平成12）年度と1995（平成7）年度との間に若干の減少が見られるものの（29.9%→29.5%）、重複障害児童生徒の比率は、全体として増加している。そして2011年度の全国盲学校における在籍児童生徒数全体に占める重複障害児童生徒数の割合は、小学部54.7%、中学部42.2%、高等部本科29.3%であり、2000年度の状況とほぼ類似している⁸⁾。

表6 全国盲学校在籍者数の推移

年度	在籍者数(人)	年度	在籍者数(人)	年度	在籍者数(人)
1948	4,457	1971	9,412	1994	4,696
1949	4,396	1972	9,296	1995	4,611
1950	5,155	1973	9,244	1996	4,442
1951	6,161	1974	8,938	1997	4,323
1952	7,136	1975	9,015	1998	4,199
1953	7,901	1976	8,802	1999	4,172
1954	8,604	1977	8,579	2000	4,089
1955	9,090	1978	8,589	2001	4,001
1956	9,460	1979	8,330	2002	3,926
1957	9,864	1980	8,113	2003	3,882
1958	10,126	1981	7,830	2004	3,870
1959	10,264	1982	7,557	2005	3,809
1960	10,261	1983	7,273	2006	3,688
1961	10,235	1984	7,013	2007	3,591
1962	10,127	1985	6,780	2008	3,531
1963	10,099	1986	6,551	2009	3,467
1964	10,011	1987	6,432	2010	3,478
1965	9,933	1988	6,257	2011	3,464
1966	10,038	1989	6,006		
1967	10,101	1990	5,599		
1968	9,955	1991	5,228		
1969	9,722	1992	4,919		
1970	9,510	1993	4,773		

(注) 2006年度までは『特別支援教育資料 平成19年度』(文部科学省 2008年4月)より、2007～2011年度は『視覚障害教育の現状と課題』第46号～第50号(全国盲学校長会 2007～2011)より作成。

表7 全国盲学校における重複障害児童生徒数(重複児童生徒数の全児童生徒数に対する割合)の推移(単位は%)

年度	小学部 6～12(歳)	中学部 13～15(歳)	高等部 15～18(歳)
1980	30.0	20.5	12.2
1985	35.1	28.3	19.1
1990	44.0	35.3	25.1
1995	49.5	42.8	29.9
2000	54.6	44.4	29.5

(注) 香川邦生『重複障害教育の変遷』(日本ライトハウス21世紀研究会編『わが国の障害者福祉とヘレン・ケラー—自立と社会参加を目指した歩みと展望—』教育出版 2002年)より作成

このように、視覚障害教育の専門性の確保、在籍児童生徒の実態の変化(少人数化、障害の重度・重複化)は、各教育委員会が今後盲学校の設置形態・適正配置を進めていく上での重要な視点になるものと思われる。

(3) 視覚障害教育に関する具体的整備計画の内容

各教育委員会における視覚障害教育に関する具体的な整備計画の内容は、(ア)盲学校における教育の充実、(イ)センター的機能の充実、の二つに大別される。

(ア) 盲学校における教育の充実

盲学校教育の充実について、各教育委員会の整備計画の内容をまとめると、概ね①視覚障害教育に関する専門性の確保、②重複障害教育の充実、③職業教育・進路指導の充実、の三つに分けることができる。

まず、視覚障害教育に関する専門性の確保については、視覚障害に配慮した専門的な指導の充実と、望ましい発達のためには一定規模の学習集団が必要であることが、以下の通り示されている。

- 「視覚障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、保有する感覚を効果的に活用して学習や日常生活を行えるよう指導の充実を図ります。」「情報の収集や処理が容易にできるよう、触覚教材や拡大教材とともに情報機器を効果的に活用した指導の充実を図ります。」(北海道教委)
- 「視覚障害教育につきましては、視機能に代わる或いは補う機能として、一般に聴覚や触覚を活用した学習が中心となるため、同一障害の児童生徒による集団の確保が、良好な学習環境につながります。また、視覚に障害がある児童生徒が、日常、点字ブロックの歩行誘導や手摺り等を利用していることなどについても、十分考慮する必要があります。」(茨城県教委)
- 「視覚障害、聴覚障害等の全県を通学区域とする特別支援学校については、同一障害種で一定規模の集団を確保することや教育の専門性を確保することが必要であることから、それぞれの障害に対応した専門的な教育を充実することが求められています。」(岡山県教委)

視覚障害に配慮した専門的な教育の充実については、『すべての視覚障害児の学びを支える視覚障害教育の在り方に関する提言』⁹⁾において、「視覚障害児の学習を補償するための必要条件」として、以下の内容が提起されている。

- ① 視覚障害児は、音声を中心とした授業を理解する力を養う必要がある。
- ② 視覚障害児は、経験、イメージ、イメージの言語化というプロセスで、学ぶ力を付ける必要がある。
- ③ 視覚障害児には、作業の前に、空間的な全体像(人や物の配置)、時間的な全体像(見通し)を把握する時間が必要である。
- ④ 読み書きの指導(全盲児に対する点字の指導、弱視児に対する視覚補助具の活用と読み書きの指導)は、全教科で、指導内容に即して行わなければならない。

この提起は、視覚障害教育の充実のためには、まず教師の専門性の向上が不可欠であることを強調している。

また、一定規模の集団の確保の必要性について、同提言は、①視覚障害児同士の共感を通して感覚を磨く場が必要である、②同じ障害のある友達と心を許して話し合える環境が不可欠である、③働く視覚障害者のモデルが必要である、と述べている。

そして、盲学校においては、幼稚部から小・中・高等部まで幅広い年齢層の幼児児童生徒に対して教育が行われていることから、それぞれの発達段階に応じた専門的な教育が必要である。このことについて、北海道教委は、整備計画の中で、具体的に以下のように示している。

- 視覚障がいのある乳幼児に対し、医療機関や療育機関等と連携して、早期からの教育相談の充実を図ります。
- 幼稚部においては、保有する視覚や聴覚、触覚などを十分に活用して、周囲の状況を把握して活発に活動し、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉を結び付けることのできる指導の充実を図ります。
- 小・中学部においては、効果的に学習する技能や主体的に判断して行動する力を高め、学力の向上が図られるよう、言葉の正しい活用や触覚によるものの観察、点字や弱視レンズの使用、歩行などの指導の充実を図ります。
- 高等部本科においては、学力の向上に努めるとともに、環境の変化に適応して生活できる力を養うなど、生徒の多様な進路希望に応じた指導の充実を図ります。
- 高等部専攻科においては、理療を中心とした職業教育を進めるとともに、生徒の適性や進路希望に応じた指導の充実を図ります。

上記北海道教委の計画の内容は、教師の専門性ととともに、各学部を通しての一貫した指導の充実が必要であることを意味している。

また、視覚障害と他の障害を併せ有する重複障害児に対する教育の充実については、宮城県教委の整備計画に「視覚支援学校や聴覚支援学校においては、特に知的障害のある児童生徒等への教育課程の編成や指導法の工夫を図る。」とあるように、基本的内容についての記載が多いが、推進のための具体的な施策を示している教育委員会もある。例えば、長野県教委は、「生活全般・実生活に生かせる学習等、併設される長野養護学校(朝陽校舎(2010年度開校……筆者注))が持っている知的障害教育のノウハウを活用し、視覚障害教育との連携による重複障害教育の充実を図る。」としている。また、山形県教委は「国家試験受験のための学習が難しい児童生徒や、知的障がい等のある児童生徒の割合が増加することが予想されます。」と現状を分析した上で、「従来型の視覚障がいだけを対象とする教育だけではなく、学習が遅れている児童生徒や知的障がい等重複障がいのある児童生徒に対しての指導内容、方法を準備します。」と述べている。この山形県教委の記載は、重複障害児への指導とともに、在籍児童生徒の実態の多様化と、理療での職業自立が難しいと思われる生徒への教育の充実という、現在の盲学校が抱える喫緊の課題への対応が必要であることを意味しているといえる。

次に、職業教育については、視覚障害者の伝統的職域である鍼灸・マッサージ業の従事者を養成するための理療教育の推進に関する記載が、以下のとおり見られる。

すなわち、長野県教委は「高等部や専攻科では、あん摩・マッサージ・指圧師等の資格取得を目指した職業教育が行われており、比較的年齢の高い中途視覚障害者の入学も多く、幅広い年齢層の生徒が在籍している。」とした上で、「自立と社会参加のため、資格取得を目指した理療に関する教育の充実が必要である。」と述べている。また、このほかにも、「視覚障がい者の就労については、主に按摩、鍼灸、マッサージ等がありますが、盲学校は、その資格取得のための専門機関としての役割を担っています。」(三重県教委)、「専攻科においては、国家資格の習得を目指した理療教育の一層の充実を図る必要があります。」(長崎県教委)、「今後も、社会・職業自立できる児童生徒等を育成していくため、『理療に関する専門的な教育』を維持していく必要があります。」(茨城県教委)等の記載が見られる。鍼灸あんま業は、江戸時代から続く視覚障害者の伝統的職種である。そして、130年を超える盲学校教育の中軸を一貫して担ってきている。今後も、その充実のための施策の推進が強く求められているといえる。

ところで、上記長野県教委の整備計画の記載にも見られるように、現在の盲学校は、全国的に在籍児童生徒の障害の重度・重複化に加えて、中途視覚障害者の増加が顕著である。表8に示すとおり、全国盲学校における専攻科卒業後に相当する22歳以上の年齢層の全在籍者数に対する割合は、1980年度20.6%(22歳～30歳10.4%、31歳以上10.2%)であったのに対して、2005年度は35.5%(22～30歳10.1%、31歳以上25.4%)である。特に、2005年度における31歳以上の割合は、1980年度の約2.5倍に増加しており、全在籍者数の4分の1を超えている。実に全国盲学校の3分の1を超える在学者が、22歳以上の中途視覚障害成人である。特に全盲者については、職業教育とともに、点字・歩行・日常生活などの指導の充実も不可欠である。

表8 全国盲学校在籍者の年齢分布の推移(単位は%)

年度	3～5 (歳)	6～12	13～15	16～18	19～21	22～30	31～	不明	計
1980	2.0	27.5	15.7	18.8	15.3	10.4	10.2	0.2	100.1
1985	2.2	23.5	18.4	20.9	14.6	8.0	12.3	0.1	100.0
1990	3.2	20.1	15.9	21.7	15.9	8.4	14.3	0.6	100.1
1995	4.2	21.0	14.3	17.9	13.3	11.3	17.5	0.6	100.1
2000	5.2	20.8	13.2	15.5	9.2	12.5	22.7	1.0	100.1
2005	6.2	22.0	13.8	13.2	8.4	10.1	25.4	0.9	100.0

(注) 柿澤敏文 『全国盲学校及び小・中学校弱視学級児童生徒の視覚障害原因等に関する調査研究』(筑波大学心身障害学系 2006)より作成。1～2歳児(1990年度・1995年度)については、いずれも「不明」に合算した。

また、理療教育とともに、進路指導についても、「高等部においては、生徒の多様な進路希望に応じた指導の充実」(長崎県教委)、「高等部の生徒のニーズに応じた進路指導、職業教育充実のため、教育課程の在り方についても検討する。」(長野県教委)等の記載が見られる。これらの記載は、生徒個々のニーズと適性に応じた進路指導充実のための具体的取り組みの必要性を示唆している。

(イ) 盲学校におけるセンター的機能の充実

盲学校のセンター的機能については、推進を図っていくとする記載が、以下のとおり見られる。

- 「他の特別支援学校や小・中学校等に在籍する視覚障害や聴覚障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応えるため、視覚障害や聴覚障害について専門性を有する教員が巡回して指導や支援に努めます。」(香川県教委)
- 「明星視覚支援学校は、県内唯一の視覚障がい教育を行う特別支援学校として、視覚障がい教育におけるセンター的機能を発揮することが期待されており、同校による全県的な支援の在り方について検討する。」(宮崎県教委)
- 「県立盲学校及び八戸盲学校については、視覚障害教育の専門性を活用し、視覚障害を対象とする特別支援学校が未設置の地区における小学校及び中学校に在籍する視覚障害のある児童生徒や中途視覚障害者への支援拠点としての役割を持たせ、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実に向けた検討を進めます。」(青森県教委)

具体的な施策についても、「例えば、岐阜盲学校のランチ校として地域の小・中学校を専門的に支援する役割を持たせたり、小学校低学年の児童に対して通級による指導教室を設置したりすること等も含め、支援が確実にできるようなあり方を検討していきます。」(岐阜県教委)、「居住地が遠方の保護者等も、継続的に相談を受けることができる環境を整えるため、他の地域の小中学校等の空き教室を活用し、サテライト教室¹⁰⁾の設置について検討する必要があります。」(茨城県教委)等の計画が見られる。

盲学校におけるセンター的役割については、山口県教委の「山口南総合支援学校(旧聾学校)、下関南総合支援学校(旧盲学校)それぞれに設置した、「聴覚障害教育センター」「視覚障害教育センター」では、小・中学校の難聴や弱視特別支援学級を含め、全県的な聴覚障害や視覚障害の児童生徒へのきめ細かな相談支援を進めています。」という記載にも見られるとおり、既に全国の盲学校において数多く実施されている。具体的に、2008(平成20)年度においては、全国全ての盲学校が、幼稚園・保育所、小・中・高等学校、及び特別支援学校に在籍している幼児児童生徒に対して教育的支援を行っており、その実人数は2,899人である¹¹⁾。この数は、2008年5月1日現在の全国盲学校における在籍者数3,488人の実に83.1%に当たる。また、近年のノーマライゼーションの理念の浸透とインクルーシブ教育理念の実現に向けた国の施策の推進等とも相まって、地域の学校で学びたいという児童生徒・保護者の希望はますます増加することが予想される。

このようなことから、小・中学校等、及び中途視覚障害成人等に対しての地域支援に関する「センター」あるいは「拠点校」としての盲学校の役割は今後ますます増大すると考えられるため、各教育委員会における一層の施策の推進が求められているといえる。

IV まとめ及び今後の視覚障害教育の在り方に関する課題

本調査によって明らかになった結果の要点、及びそれを踏まえての今後の盲学校・視覚障害教育の在り方に関する課題は、以下のとおりである。

- (1) 整備計画の名称については、32 都道府県のほとんどの教育委員会が「整備」「再編」あるいは「推進」等の用語を付している。また、『広島県特別支援教育ビジョン-専門性に基づく質の高い特別支援教育の実現を目指して-』等、計画の内容をイメージしやすいようにサブタイトルを付けている教育委員会もある。
- (2) 整備計画の策定時期については、ほとんどの教育委員会が、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行された 2007 年度以降である。また、整備計画の実施期間については、概ね 3～5 年と設定している教育委員会が多い。
- (3) 32 の都道府県教育委員会が、特別支援学校の現状・課題として共通にあげている内容は、概ね①知的障害養護学校在籍児童生徒数の増加、②盲学校、聾学校在籍児童生徒数の減少、③在籍児童生徒の障害の重度・重複化、④高等部進学ニーズの増大と高等部教育への期待、⑤地域における教育の場の必要性、である。
- (4) 上記現状・課題を踏まえて、各教育委員会が示している整備計画策定の基本方針は、概ね①特別支援学校の適正配置、②複数の障害種に対応する学校の整備、③地域における教育機会の確保、④特別支援学校の教育の充実、⑤センター的機能の充実、である。
- (5) 盲学校の校名については、変更をしていない教育委員会において、養護学校と分けての検討を示唆する記載が多く見られる。2011 年度現在、盲学校の校名を変更していない 36 都道府県中、22 の教育委員会が盲学校・聾学校を除いた養護学校のみの変更をしている。また、校名の変更をしている盲学校は全国で 21 校あるが、2011 年度の変更は皆無である。これらのことから、盲学校の校名については、聾学校とともに、養護学校とは分けて検討され、今後変更をする教育委員会は少ないことが予想される。校名を変更する場合は、その 130 余年の伝統ある歴史と教育の特性・専門性、及び名称についての社会の受け入れ状況等を考慮して、今後検討が進められるものと思われる。
- (6) 盲学校の設置形態については、「現行の形態を維持」「他の障害種との併置等を検討」「慎重に検討」等、各教育委員会において差異が見られる。これらの記載は、各教育委員会の計画の推進に当たって、在籍児童生徒の少人数化、実態の重度・重複化、多様化、及び視覚障害教育の専門性の確保等の観点を重視して検討が進められることを意味している。そしてほとんどの教育委員会が、盲学校を、地域の視覚障害教育充実のための「拠点校」として位置づけている。
- (7) 盲学校教育の充実について、各教育委員会の整備計画の内容をまとめると、概ね①視覚障害教育に関する専門性の確保、②重複障害教育の充実、③職業教育・進路指導の充実、の三つに分けることができる。

具体的に、①については、視覚障害に配慮した専門的な指導の充実と、望ましい発達のためには一定規模の学習集団が必要であることが示されている。②については、従来型の視覚障害だけを対象とする教育だけでなく、学習の遅れや重複障害児に対する教育課程の編成や指導の工夫を図っている教育委員下位が多い。このことは、重複障害児への指導とともに、在籍児童生徒の実態の多様化と、理療での職業自立が難しいと思われる生徒への教育の充実という、現在の盲学校が抱える喫緊の課題への対応が必要であることを意味しているといえる。③については、鍼灸マッサージ業の従事者を養成するための理療教育の推進に関する記載が多く見られる。これは、130 年を超える盲学校教育の中軸

を一貫して担って きている理療教育の充実に向けた施策の推進が今後も強く求められていることを示している。また、職業教育とともに、生徒個々のニーズと適性に応じた進路指導充実のための 具体的取り組みの必要性についての記載も見られる。

- (8) 盲学校におけるセンター的機能の推進については、地域の小・中学校等の空き教室を活用したサテライト教室の設置等、具体的な計画の記載も見られる。小・中学校等、及び中途視覚障害成人等に対しての地域支援に関する「センター」あるいは「拠点校」としての盲学校の役割は今後ますます増大すると考えられるため、各教育委員会における一層の施策の推進が求められているといえる。

V おわりに

全国 47 の都道府県中、約 7 割の 32 都道府県教委における特別支援教育に関する整備計画の内容について、調査・分析を行った。その結果、今後の盲学校・視覚障害教育の在り方に関して最も大切な視点は、専門性の確保とセンター的機能の充実であることを改めて確認した。

視覚障害は最も人数の少ない障害であるからこそ、その児童生徒の教育的ニーズに適切に応じ得る盲学校・視覚障害教育の充実が不可欠である。そして、近年のノーマライゼーション理念の浸透やインクルーシブ教育推進のための議論の高まり等により、盲学校を拠点とする地域への支援はますます増加することが予想される。センター的役割の充実のためには、盲学校における専門性の向上が極めて大切である。

視覚に障害のある児童生徒一人一人の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、今後も視覚障害教育の専門性の継承と発展を心から願っている。

<注>

- 1) 「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 19 年 4 月 1 日施行)の主な改正点は、以下のとおりである。

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。

- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。

- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

- 2) 2005 年 12 月の中央教育審議会における「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」において、盲・聾・養護学校のセンター的機能についての具体的内容として下記の 6 項目が例示された。

- ・小・中学校等の教員への支援機能

- ・特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

- ・障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能